

上尾市告示第 2 7 0 号

上尾市市政相談委員要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市市政相談委員要綱の一部を改正する告示

上尾市市政相談委員要綱（平成 1 1 年上尾市告示第 1 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 4 市政相談委員が欠けた場合における補欠の市政相談委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 1 0 条第 3 項を削る。

第 1 1 条第 1 項第 2 号中「苦情申立人」を「苦情を申し立てた者（以下「苦情申立人」という。）」に改める。

第 1 3 条に次の 1 項を加える。

- 3 市政相談委員は、苦情の調査のため必要があると認めるときは、苦情申立人に対し、面談を実施し、申立て内容に関する説明を求めることができる。

第 1 8 条を第 1 9 条とし、第 1 7 条を第 1 8 条とし、第 1 6 条の次に次の 1 条を加える。

（謝金）

第 1 7 条 市は、市政相談委員に対し、予算の範囲内において謝金を支給する。

第 1 号様式から第 8 号様式までを次のように改める。

苦 情 申 立 書

年 月 日

上尾市市政相談委員 様

〒

申立人 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

上尾市市政相談委員要綱第10条第2項の規定により、次のとおり苦情の申立てをします。

申 立 て の 趣 旨 (解決をしてもらいたいこと)	
申 立 て の 理 由 (具体的な内容と経過)	
原 因 と な っ た 事 実 の あ っ た 日	年 月 日
他 の 制 度 へ の 手 続 き の 有 無	☐ あり
	☐ なし

苦情について調査しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

上尾市市政相談委員

年 月 日付けで申立てのありました苦情につきましては、次の理由により調査をしませんので、上尾市市政相談委員要綱第11条第2項の規定により通知します。

申立ての 趣旨	
調査を しない 理由	

苦 情 調 査 実 施 通 知 書

第 年 月 日 号

様

上尾市市政相談委員

次のとおり調査を実施しますので、上尾市市政相談委員要綱第12条第1項の規定により通知します。

所 管	
申立日	年 月 日
申立人	住 所
	氏 名
調査の趣 旨	
調査の内容	
備 考	

苦 情 調 査 中 止 通 知 書

第 号
年 月 日

様

上尾市市政相談委員

年 月 日付けで申立てのありました苦情につきましては、次の理由により調査を中止しましたので、上尾市市政相談委員要綱第12条第3項の規定により通知します。

申立ての
趣旨

中止の
理由

苦 情 調 査 結 果 通 知 書

第 号
年 月 日

様

上尾市市政相談委員

年 月 日付けで申立てのありました苦情の調査結果につきましては、次のとおりですので、上尾市市政相談委員要綱第14条の規定により通知します。

申立ての
趣旨

調査の
結果

苦情申立てに係る意見表明通知書

第 号
年 月 日

上尾市長 様

上尾市市政相談委員

年 日付けで申立てのありました苦情を調査した結果、上尾市市政相談委員要綱第 1 5 条第 1 項の規定により、次のとおり意見表明します。

なお、同要綱第 1 6 条第 1 項の規定により是正等の措置について報告を求めますので、同条第 2 項の規定により、年 月 日までに報告してください。

申立ての
趣旨

意見の
内容

是 正 等 措 置 報 告 書

年 月 日

上尾市市政相談委員 様

(市の機関)

年 月 日付け第 号の意見に係る是正等の措置について、上尾市市政相談委員要綱第 1 6 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

所管	
申立ての趣旨	
是正等の措置の内容	
備考	

苦情申立てに係る是正等措置報告通知書

第 号
年 月 日

様

上尾市市政相談委員

年 月 日付けで申立てのありました苦情につきましては、次のとおり是正等の措置について報告がありましたので、上尾市市政相談委員要綱第 1 6 条第 3 項の規定により通知します。

申立ての趣旨	
意見の内容	
是正等の措置の内容	

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、現に使用されているこの告示による改正前の上尾市市政相談委員要綱の様式による書類は、この告示による改正後の上尾市市政相談委員要綱の様式によるものとみなす。